

輸出国事前調査について (ペルー共和国)

1. 調査期間等

- (1) 時期: 2014年3月
- (2) 内容: ペルー共和国における食品衛生管理体制の制度調査
- (3) 対象: DIGESA(保健省)、SENASA(農業省)、SANIPES(水産庁)、COMPIAL(食品安全に関するマルチセクター常任委員会)

2. 調査結果(概要)

- (1) ペルー共和国政府の組織構造及び所掌業務

① SENASA

所属省庁: 農業省

所掌業務:

SENASA は日常的に消費・調理されている生鮮農作物及び一時加工品が物理学的、生物学的、化学的にリスクがないように生産から消費までの全てのプロセスにおける管理監視を行っている。

組織内において食品衛生に主に関わる部門としては農業投入資本及び食品安全総局にある農業投入資本部門、畜産物供給部門、農産食品安全部門であり、農業投資部門、畜産物供給部門において、農薬及び動物用医薬品の管理がなされ、農産食品安全部門において国際的な規格基準の導入等が行われている。

SENASA はペルーの 24 県及び 1 特別区の各々に事務局を設置し、食品衛生、動植物衛生、有機栽培などの様々な面の監視指導の施行・運営を行っている。

また、上記 25 の事務局の他に国内に約 200 の窓口を設置し、SENASA が提供するサービスの管理実施を行っている。

これらの事務局等の連絡手段としては、インターネットを通じて行うものその他、イントラネットを活用している。各々の分野に分かれて存在しており、総合イントラネット(SIGCED)、植物衛生(SIGSA)、動物衛生(SIGVA)、食品衛生(SIGIA)がある。これらのシステムを通じ、監視・認可を行うと共に、ホームページで SENASA の提供するサービスを周知している。

② DIGESA

所属省庁: 保健省

所掌業務:

加工食品(水産物を除く)の生産から消費者に至るまでのプロセスを監

視。

製造工場に対し、衛生登録を行う。国内で販売する加工食品については、DIGESA による衛生登録がなされなければ生産・販売することが出来ない(表示に登録番号が付されるとのこと)。また、CODEX 基準に基づく規格基準の設定(MRL 等)も行う。

③ SANIPES

所属省庁:水産省

所掌業務:

漁業、養殖業、水産食品を所管。大きく4つの部門に分かれ、それぞれの所掌業務は以下のとおり。

A) 検査及び認可部門

漁業活動の許可及び検査を実施する。人が消費する水産食品に対する衛生許可、魚粉や餌の衛生管理も担当。

B) 水産環境衛生管理部門

貝類管理プログラムの実施・管理、魚類の疾病のモニタリング・管理、水産動物の疾病調査プログラムの実施。

C) 衛生規制及び監査部門

検査機関監査支援プログラム(ISO17025 証明等)、衛生規制プログラムの実施。

D) 漁業証明部門

衛生証明書の発行を行う。輸入時の検査の実施、国内における規格基準の遵守の確認、輸出時に相手国の基準が遵守出来ているかの確認。個人及び法人が水産業を行うにあたり、規格基準を遵守しているかを確認し、証明書を発行する。

④ COMPIAL(COMISION MULTISECTORIAL PERMANENTE DE INOCUIDAD ALIMENTARIA): 食品安全に関するマルチセクター常任委員会

役割:

食品衛生を担当する3省庁(DIGESA、SENASA、SANIPES)の調整を行う。委員は各々の省庁から選出されている。

各省庁間の情報共有(健康被害情報等)、食品と飼料の安全性に関する横断的な問題の管理、食品安全基準案に対する科学的な意見の提出、必要と認められる際に専門家・消費者団体等を専門機関に招集する。

COMPIAL の目的としては以下の3つが上げられる。

A) 人における食品安全を守る規定の策定

B) 栽培から消費までの総括的な監視

C) 国内及び国際市場における事故等への対応

また、2020年に食品検査システムを作成しようと動いているところ。

(2) 地方政府の役割

県、区のそれぞれが県庁、区庁を有しており、ペルーの規格基準の普及に務める。また、レストラン、小売り業者などの監視指導も地方政府が担っている。

(3) 主な食品衛生関連法規

- ・食品安全法(Ley de inocuidad de los alimentos:Ley N° 1062)
 - 消費者の権利と利益の保証、人の生命と健康の保護を目的とし、人が消費する食品の安全性を確保するための法律(日本の食品衛生法に該当)
- ・食品安全法規定(Reglamento de la ley de inocuidad de los alimentos:D.S. 034-2008-AG)
 - 法 1062 にて定められた内容に対する施行規則
- ・農産食品安全規格(Aprueban Reglamento de Inocuidad Agroalimentaria:N° 004-2011-AG)
 - 農産食品に関する安全基準を定めたもの。
- ・一般的な衛生法(Ley general de salud:Ley N° 26842)
 - 健康の保護、食品及び飲料の健康監視及び管理のための規則を確立させたもの
- ・健康監視及び飲食物の管理に関する規制(Reglamento sobre vigilancia y control sanitario de alimentos y bebidas:D.S. 007-98-SA)
 - 法 26842 に基づき、飲食物の管理等に関する規制を定めたもの
- ・食品及び飲料の製造における HACCP 実施のための衛生規制(Norma sanitaria para la aplicacion del Sistema HACCP en la fabricacion de alimentos y bebidas:Ley N° 449-2006)
 - 人の消費する食品や飲料の安全性確保のための HACCP システム導入の手順を確立するために定められたもの
 - 食品業界における HACCP 計画の策定と実施のための基準を定めたもの
- ・消費者保護擁護規範(CÓDIGO DE PROTECCIÓN Y DEFENSA DEL CONSUMIDOR:Ley N° 29571)
 - 食品安全法第3条に基づき、全てのヒトは食品を摂取する権利があり、その供給者は安全なものを提供する義務があるとされていることから、食品消費者の保護基準を設定したもの。
- ・漁業法(Ley General de Pesca:Ley N° 25977)
 - 漁業活動の管理監視について規定

(4) 食品の規格基準について

食品の規格基準については、CODEX 基準を準用。その他、FDA や EU の基準を用いるものもある。

(5) ペルー共和国における食品衛生管理

① 輸入管理

輸入時には自由販売証明書の添付が必要とされる。また、ペルー国内に輸入された食品についても、国内食品と同様、市場における監視がなされる。

② 輸出管理

A) SENASA による管理

生鮮農作物及びその一次加工品輸出衛生証明の発行、HACCP に基づく施設登録、また、その他輸出国の要求に応じ、管理プログラムの発動がなされる。

B) DIGESA による管理

加工食品の製造にあたっては、DIGESA への衛生登録が必要であり、また輸出時には輸出証明書が発行される。さらに、認定検査機関(INDECOPI)における輸出ロットのサンプリング分析結果により輸出の可否が確認される。

C) SANIPES による管理

水産物及びその加工品について、漁業認証部による衛生証明書の発行が行われる。この証明書は外国貿易シングルウィンドウ(VUCE)を介して行われる。

また、対日輸出水産物については、SANIPES による施設登録(認定施設登録リストがある)が必要である。

③ 国内管理

A) SENASA による管理

農産食品及びその一次加工品を製造する施設に対する認証を行う。この認証がなければ、生産することが出来ない。

また、国内流通食品について、食品汚染検査計画を立てて、モニタリング検査を実施している。結果については公表を行っている。

農薬の品質管理、市場管理も SENASA が行っている。ペルー国内において農薬を使用する際には、SENASA からの許可を得ていなければならない。現在は 900 種類以上が登録されている。

B) DIGESA による管理

加工食品製造施設に対する衛生登録を行う。この登録がなければ、ペルー

国内で製造・販売ができない。

衛生登録を行うにあたっては、まず工場側からの申請書の確認が行われる。申請書には施設の衛生登録に必要な条件が記載されている。申請書の確認が終わった後に DIGESA の検査官による立ち入り検査が行われ、結果について、監査結果証が発行される。監査結果証には監査の際に判明した問題点が記載されており、施設側は衛生登録の前に解決しなければならない。ただし、重大な問題点が発見され、安全・衛生条件が満たされていないとなった場合にはその場で操業停止となる。衛生登録の有効期間は1年間であり、原則として毎年再検査が行われ、認定の再発行がなされる。

その他、市場での表示調査(衛生登録番号の確認)も行う。

C) SANIPES による管理

国内における水産業(漁業、加工等)に関する許可を発行する。また、冷凍・缶詰等製造業の衛生監視、養殖業・漁業の監視(海洋衛生含む)を行う。製造業の監視においては、施設の衛生面、規格基準や製造基準に適合した製造、HACCP、トレーサビリティなどを監視する。

D) その他

遺伝子組換え食品については、現在、SENASA と環境省で協力して法整備に取り組んでいるところ。ペルー国内において遺伝子組換え作物の栽培は認められていない。

3. 参考法令(URL リンク)

・食品安全法(Ley de inocuidad de los alimentos:Ley N° 1062)

<http://www.digesa.minsa.gob.pe/NormasLegales/Normas/DL-1062-2008.pdf>

・食品安全法規定(Reglamento de la ley de inocuidad de los alimentos:D.S. 034-2008-AG)

http://www.senasa.gob.pe/RepositorioAPS/0/0/JER/SECCION_NOR_AGROA/D.S.%20034-2008-AG%20Reglamento%20de%20la%20Ley%20de%20INOCUIDAD.pdf

・農産食品安全規格(Aprueban Reglamento de Inocuidad Agroalimentaria:N° 004-2011-AG)

http://www.senasa.gob.pe/RepositorioAPS/0/0/JER/SECCION_NOR_AGROA/DS%20004%202011%20AG%20Reglamento%20de%20Inocuidad%20Agroalimentaria.pdf

以上